

# 養育費請求調停の申立てについて 那覇家庭裁判所 (R4.4版)

## はじめに

離婚後に未成熟の子を監護している親は、もう一方の親に対して、養育費の請求をすることができます。当事者間で話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをすることもできます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には、養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、年収や資産等の経済的な事情について、当事者双方から事情を聴いたり、収入や資産等に関する資料の提出を促したりします。その上で、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。なお、調停の手続は非公開で行われます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途申立てをしなくても、「審判手続」が開始し、裁判官が、養育費の額を決めることとなります。

## 家庭裁判所に提出する書類について

下記番号左にある□欄は、準備できた提出書面のチェックリストとしてご利用ください。

### 申立人（調停を申し込む人）の提出書類

- ① 申立書及び申立書写し
- ② 事情説明書
- ③ 送達場所等の届出書
- ④ 進行等照会書（申立人）
- ⑤ 申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑥ 子どもの戸籍全部事項証明書
- ⑦ 申立人の収入に関する資料（※参照）

### 相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類

- ① 回答書
- ② 送達場所等の届出書
- ③ 進行等照会書（相手方）
- ④ 申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑤ 相手方の収入に関する資料（※参照）
- ⑥ 再婚などして新たに子（養子）がいる場合には、戸籍全部事項証明書

※ 収入に関する資料としては、以下の書類を提出してください。（申立人・相手方共通）

#### 【給与所得者】

- ・源泉徴収票  
（源泉徴収票を提出することができない場合）  
給与明細書（直近のものを3か月分以上）  
＋賞与明細書（賞与があるとき）

#### 【事業所得者等】

- ・確定申告書控え（税務署の受付が分かるもの）

これらの資料は、  
反対当事者にも交付するので、コピーをして2部提出してください。

養育費の算定表を使用するにあたっては、年収（給与所得者にあつては源泉徴収票の「支払金額」）を明らかにする必要があります。第1回調停期日までに、収入資料をご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

## 裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「裁判所に書面・資料を提出する際の注意事項」をお読み下さい。

## 調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。
- (2) 初回の期日では、申立人と相手方から交互に事情をお聴きします。  
この際には、生活状況等の実情をお聴きするほか、養育費に関する説明等を行います。  
その後、源泉徴収票等の資料に基づいて当事者双方の収入を確認した上で、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。  
なお、算定表については、裁判所のウェブサイトで公表資料として公開されています。  
([https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/H30shihou\\_houkou/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/H30shihou_houkou/index.html))
- (3) 各調停期日においては、同じ認識等を持っていただくために、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただいた上で、手続や今後の進行予定等に関する説明をすることがあり得ます。反対当事者と同席したくない場合には、その旨を調停委員にお伝えください。
- (4) ア 協議の結果として当事者間に合意が成立した場合には、合意内容を裁判所書記官が書面にし、調停成立となります。  
イ 何回か協議をしても合意が成立する見込みがない場合には、調停委員会の判断により、調停が成立しないもの（調停不成立）とすることがあります。調停不成立となった場合には、審判手続に移って裁判官が養育費の額を決めることとなります。

### \* 調停手続の概略

